

令和7年度第5回 下関市農業委員会総会議事録

日 時 令和7年8月12日(火)
午前9時35分 ～ 午前11時15分
場 所 菊川ふれあい会館 2階 中小ホール

会議構成員及び現在総数

会 議 構 成 員 18 名
現 在 数 18 名
出 席 総 数 15 名
欠 席 総 数 3 名

議番	氏 名	出欠
1	阪田 実	欠席
2	木村 貴志子	出席
3	新久保 克己	出席
4	松倉 公一	出席
5	田崎 育子	欠席
6	岡本 住子	出席
7	下田 敏純	出席
8	加藤 ソメ	出席
9	石田 安男	出席
10	田上 光義	出席
11	河本 隆一	出席
12	坂田 謙祐	出席
13	伊田 喜弘	出席
14	山田 正信	出席
15	藤本 康洋	出席
16	河本 肇	欠席
17	岩本 憲慈	出席
18	有田 孝義	出席

本会議に出席した事務局職員

事務局長外 5 名

傍聴人 3 名

令和 7 年度第 5 回総会

(開始時刻 9 時 3 5 分)

事務局（小田事務局長）

それでは、ただいまから総会を始めさせていただきます。

本日の委員の出席状況でございますが、委員総数 18 名のうち、本日出席の委員は 15 名、欠席委員は 3 名でございます。

したがって、出席委員数が在任委員数の過半数を超えておりますので、「農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項」の規定に基づき、本日の総会が「成立いたしますこと」をご報告申し上げます。

それでは、山田会長からご挨拶を賜りまして、そののち、「下関市農業委員会総会会議規則第 6 条及び第 7 条」の規定に基づき、議長である会長の「開会の宣告」ののち、お手元の総会次第に従いまして議事を進めさせていただきます。

それでは、会長、どうぞよろしくお願いいたします。

議長（山田会長）

（会長挨拶）

先ほど、事務局から報告がありましたように、出席委員が過半数を超えています。本日の総会は成立いたしますので、「令和 7 年度第 5 回定例総会の開会」を宣告します。

それでは、議事に入ります前に総会会議規則第 19 条第 2 項の規定に基づきまして私のほか 2 名の委員が署名することとなっておりますので、私の方から指名させていただきます。

本日の総会の議事録署名委員に、議席番号 8 番、加藤ソメ委員と、議席番号 9 番、石田安男委員のご両名を指名させていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります。日程第 1「議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可について」をお諮りします。

審議にあたり、本来であれば、1 番から 5 番までをお諮りするところですが、3 番の案件につきましては、日程第 5「議案第 5 号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について」の 1 番の承認が要件となることから、議案第 5 号の審議の際に一括でお諮りさせていただきます。

それでは、1 番、2 番、4 番及び 5 番の案件について、事務局の説明を求めます。

事務局（藤山事務局長補佐）

ご説明いたします。以降、着座にてご説明いたします。

総会議案書 1 ページをお開きください。1 番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、田 5 筆、畑 1 筆で、合計面積は、5, 874 m²、位置図は 5 ページから 10 ページ、公図は、11 ページから 15 ページをご覧ください。申請地は、J R 山陰本線福江駅から北北東へ、約 500 m から 800 m に位置する農地で、 、 、 、 の 4 筆は、農業振興地域内の農用地で、残りの 2 筆は、農業振興地域内白地の農地です。

申請理由は、管理が困難な譲渡人の要望に、前耕作者である譲受人が応じたものでございます。申請地は、譲受人の自宅から、 の距離に位置しており、譲受後は、水稻や小葱等の野菜を栽培する予定で、贈与による所有権の移転となっております。

総会議案書 1 ページ、2 ページをお開きください。2 番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、畑 29 筆で、合計面積は、130, 019 m²、位置図は 16、17 ページ、公図は、19 ページから 54 ページをご覧ください。申請地は、J R 山陰本線滝部駅から南へ、約 1.5 km から 2.4 km に位置している 29 筆全てが、過去に農業公共投資の対象となった農地です。

申請理由は、廃業する譲渡人の要望に譲受人が応じ、生産作物の種類を増やし、収支の安定化を図るもので、譲受人は、農地所有適格化法人の要件を全て満たした法人でございます。申請地は、譲受人の耕作地の近くに位置しており、譲受後は、キャベツやブロッコリー、白菜等の野菜を栽培する予定で、売買による所有権の移転となっております。なお、申請地は、梨園でございましたので、取得後 1 年程度は、伐根や伐採作業に時間を要することから、野菜の作付けは、取得後 2 年目からとなる予定でございます。

総会議案書 3 ページをお開きください。4 番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、田 1 筆で、面積は、729 m²、位置図は 60、61 ページ、公図は、62 ページをご覧ください。申請地は、下関市役所内日支所から南南西へ約 1.4 km に位置している過去に農業公共投資の対象となった農地です。

申請理由は、譲渡人の要望に、前耕作者である譲受人が応じたものでございます。申請地は、譲受人の自宅から の距離に位置し、譲受後は、水稻を栽培する予定で、贈与による所有権の移転となっております。

総会議案書 4 ページをお開きください。5 番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、田 2 筆で、合計面積は、2, 631 m²、位置図は 63、64 ページ、公図は、65、66 ページをご覧ください。

申請地は、下関市役所内日支所から、西へ約160mに位置する農業振興地域内白地の農地です。

申請理由は、譲受人が経営する会社の借家近くに位置していることから要望し、耕作及び管理が困難な譲渡人が応じたものでございます。なお、譲受人は、新規に農業を始めますが、管理機は購入予定で、トラクターは、知人である農業従事者から借り受ける計画となっております。申請地は、譲受人の自宅から■■■■、会社の借家からは近くに位置しており、譲受後は、キャベツや大根等の野菜を栽培する予定で、売買による所有権の移転となっております。

各譲受人は、農地を効率的に利用し、耕作に必要な労働力、農業用機械を所有しており、周辺農地の農業上の総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れがないことから、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可基準を満たしていると考えられます。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に担当委員からの現地調査結果の報告をお願いいたします。なお、説明に当たりましては、個人情報保護の観点から直接個人名を使わず、譲渡人、譲受人等の表現で報告をお願いします。

それでは、1番の案件につきまして、本日、田崎育子委員が欠席ですので、事務局が代理で説明いたします。

事務局（坂元主査）

田崎委員から現地調査の報告を言付かっておりますので、事務局からご報告させていただきます。

1番について、ご報告いたします。8月4日に、農業委員2名、事務局職員2名で現地調査を行いました。申請地は、以前より、利用権設定により譲受人が耕作しておりましたが、今後は、自己所有農地として、引き続き営農を行うものでございます。現況地目の田については、稲が、登記地目の畑については、野菜や花が作付けられており、しっかり、管理がなされた農地でしたが、現況地目の畑1筆については、一部に笹竹が繁茂しておりました。事務局に確認したところ、申請時に譲受人からもその旨の報告があり、取得後に、必ず、営農できる状態に、再生、復元するとのことでございました。譲受人を私も良く存じておりますが、真面目な方で、この度の権利移動については、何ら問題はないと思います。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（山田会長）

続きまして、2番の案件につきまして、議席番号17番、岩本憲慈委員、報告をお願いいたします。

岩本憲慈委員

議席番号17番、岩本です。2番の案件について、現地確認の結果をご報告いたします。令和7年8月4日、農業委員2名、事務局職員1名で現地確認を行いました。

申請地は、譲受人が所有する農地に隣接する元々梨園であった農地で、取得後は白菜、キャベツ、ブロッコリーの栽培により、生産作物の種類を増やし収支の安定化を図るということです。現地を見に行ったときは、梨の木は伐採されているものの根が残っている状態でしたが、計画では来年の春頃までに根の撤去を行い、耕うんして来年の夏には野菜を植える予定とのこと。かなりの面積です。本当にできるのか気になるころですが、従業員を増員するということで新たな雇用が期待でき、野菜の出荷先も決まっているようですので、問題ないと判断いたしました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（山田会長）

続きまして、4番及び5番の案件につきまして、議席番号7番、下田敏純委員、報告をお願いいたします。

下田敏純委員

議席番号7番、下田です。4番及び5番の案件について、現地確認の結果をご報告いたします。令和7年8月5日、農業委員2名、事務局職員1名で現地確認を行いました。

はじめに、4番の案件についてですが、申請地は、隣の圃場と一体化され稲が作付けされていきました。境界は杭にて明示されていきました。譲渡人と譲受人は親戚関係であり、長年利用権を設定し、譲受人が耕作しています。なお、近接の農地6枚は譲受人の圃場です。耕作の意思のない譲渡人が申し出たものです。

続いて、5番の案件についてですが、現地はきれいに保全管理されていきました。譲受人の借家の近くに耕作していない農地があり、以前から農業に関心があり、機会があれば就農したいと考えていた譲受人が高齢で耕作及び管理が困難な譲渡人に要望したものです。取得後は、キャベツ、大根、白菜、にんにく等を栽培する予定とのこと。管理機、草刈機は購入予定ですが、トラクターは近所の農家に借りる予定だという事です。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（山田会長）

事務局及び担当委員の説明、報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

新久保克己委員

議席番号3番、新久保です。2番の案件についてですが、開墾した後に野菜を栽培されるということですが、野菜を栽培するのであれば水が必要だと思います。付近や上流にため池のようなものがあるのでしょうか。

議長（山田会長）

事務局、お願いします。

事務局（岡本主任）

回答いたします。申請地については、国営事業で整備されておりますので、水はあるとお聞きしております。

議長（山田会長）

岩本委員より追加説明がありますので、お願いします。

岩本憲慈委員

議席番号17番、岩本です。申請地は、元々梨園でしたので、水については配管も通っており問題はないと思われます。

加藤ソメ委員

議席番号8番、加藤です。2番の案件についてですが、申請者は「抹茶園」となっているのに、野菜を栽培されるのですか。

議長（山田会長）

事務局、お願いします。

事務局（岡本主任）

回答いたします。この会社は元々「ピアファーム」という法人名でしたが、営農型太陽光発電を設置するときに、抹茶を栽培するとのことで名称が変更となっております。法人名に「抹茶」が入っているだけですので、野菜を栽培することに関して何ら問題はございません。

議長（山田会長）

他に質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可について」の1番、2番、4番及び5番の案件について、原案のとおり「許可」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。よって、原案のとおり「許可」とすることと決しました。

議長（山田会長）

次に、日程第2「議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可について」をお諮りします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（藤山事務局長補佐）

それでは、ご説明いたします。

総会議案書67ページをお開きください。1番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。位置図は68、69ページ、公図は70ページ、土地利用計画図は71ページをご覧ください。申請地は、下関市役所清末支所から、南西へ約600mに位置する、農業振興地域内の農用地で、令和7年度第3回総会において、下関農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について、ご審議いただき、意見なしとした案件で、令和7年7月28日付けで、用途区分が、農地から農業用施設用地に変更されたことから、この度、農地法の許可申請がなされたものでございます。

転用目的は、既存の農業用倉庫の敷地に娘が住宅を建築することとなったことから、自己所有地である申請地に農業用倉庫の建築等を目的に農業用施設を整備するものでございます。本案件には、一体利用地はなく、計画面積は、土地利用計画からみて、適当であると判断しました。土砂の流出対策としては、申請地に隣接した農地が一部ございますが、盛土を設置する計画で、汚水の発生はなく、雨水のみ農業用排水路に放流されることから、周辺農地への営農には支障ないと判断しました。

この度の転用については、下関土地改良区から、土地改良区の事業には、支障ない旨の内容が記載された意見書が提出されております。

本件は、農用地を対象とした農地転用ではございますが、「農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供する場合」であるため、「農地法第4条第6項本文ただし書き」による農

用地利用計画において、指定された用途に供するため農地以外のものにしようとするものに該当し、許可基準を満たしていると考えられます。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に担当委員からの現地調査結果の報告をお願いいたします。

それでは、1番の案件につきまして、議席番号3番、新久保克己委員、報告をお願いいたします。

新久保克己委員

議席番号3番、新久保です。1番の案件について、ご説明いたします。令和7年8月5日、農業委員2名、事務局職員1名で現地確認を行いました。

事務局からの説明のとおり、本件は、6月総会で承認された議案で、内容は、農業振興地域の農地の一部に農業用倉庫を建築するために、関係部局に変更に係る意見を回答し、7月28日付けで農地から農業用施設用地に変更されたものです。今回は農地転用の申請で、内容は、現在使用している農業用倉庫の場所に子供が自宅を建築することとなったため、新たな農業用倉庫を申請地に計画するものです。

汚水はなく、雨水は農業用排水路に放流するものです。隣接する農地とは畦畔で区切られています。また、許可に必要な関係書類等は添付されており、問題ないと思われま。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（山田会長）

事務局及び担当委員の説明、報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可について」、「許可」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。よって、原案のとおり「許可」とすることと決しました。

なお、本案件については、山口県ネットワーク機構の意見聴取を行った後に許可とすることとします。

議長（山田会長）

次に、日程第3「議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可について」

をお諮りします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（藤山事務局長補佐）

それでは、ご説明いたします。

総会議案書 72 ページをお開きください。1 番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、田 1 筆で、転用面積は、955 m²、位置図は、75、76 ページ、公図は、77 ページ、土地利用計画図は 78 ページをご覧ください。申請地は、下関市役所王司支所から北西へ約 1.6 km に位置している過去に農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、「第 2 種農地」でございますので、申請者からは、代替地検討表が提出されております。転用目的は、太陽光発電設備の売買を目的に非フィットによる太陽光発電設備を設置するもので、土地及び施設の売買先については、備考欄記載の法人になる予定です。

申請理由につきましては、太陽光発電設備の売買事業が好調なことから、新たな発電設備の設置用地を探していたところ、日当たりが良く、計画に必要な面積も確保できる申請地に計画したもので、農業後継者もいない譲渡人が、譲受人の要望に応じたもので、売買による所有権の移転となっております。

本案件には、一体利用地はなく、計画面積は、過去に転用許可された案件と比較しても妥当であり、市農業委員会の農地法関係事務に係る指導指針の建ぺい率及び土地利用計画からみても、適当であると判断いたしました。

なお、下関市太陽光発電事業と地域環境との調和に関する条例に係る環境部との事前協議は、既に終了しております。申請地に隣接した農地はありません。汚水の発生はなく、雨水のみ、農業用排水路に放流されますが、流量に変化はないことから、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。

本件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。

72 ページに戻りまして、2 番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、田 2 筆で、転用面積は、1,192 m²、位置図は 79、80 ページ、公図は、81 ページ、土地利用計画図は、82 ページをご覧ください。申請地は、下関市役所菊川総合支所から南東へ約 850 m に位置している、過去に農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、「第 2 種農地」となります。

転用目的は、特定建築条件付売買予定地 4 区画を整備するもので、申請理由につきましては、申請地は、宅地化が進む田部地区に位置し、子育ての居住環境にも恵まれ、既存の住宅団地にも接しており、住宅の需要が見込まれることからこ

の度の計画に至ったもので、維持管理が困難な譲渡人が譲受人の要望に応じたものでございます。売買による所有権の移転となっております。

申請者からは、申請に必要な事項が記載された関係書類が全て提出されており、事務局は、農地転用事業者である譲受人は、この度の申請に係る用途に供することが確実であると判断しております。

一体利用地は、譲受人の所有地 1 筆と開発区域内の市道及び法定外公共物の加工部分のみで、都市計画法第 3 2 条の規定に基づく同意申請書が提出されており、確保は確実で、土地利用計画からみて計画面積は、適当であると判断しています。

また、住宅 2、住宅 3 は、標準的な建物の建ぺい率が、22%以上となっており、残りの住宅地についても土地売買契約書の特約条項にて 22%以上の建築物を建築する旨の記載があることから、全て、建ぺい率からみても計画面積は、適当であると判断しました。なお、本案件は、住宅の建築工事費が 3 棟分のみの計上となっておりますが、同地区においては、既に事務局も過去の販売実績等の情報を把握しており、同地区での販売実績、ニーズからみて、この度の資金計画書は、妥当であると判断しました。

土砂の流出対策としては、申請地には隣接した農地が一部ございますが、土留め壁を設置する計画となっております。汚水は、集落排水で処理される予定で、雨水のみ、新設の道路側溝から既存の道路側溝に放流されることから、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。

この度の転用については、「他に適当な土地はなく」、提出された申請書類からも農地転用許可し得るものと判断でき、許可基準を満たしていると考えられます。

なお、農地転用事業者から土地購入者への土地の引き渡しの時期等、「建築条件付売買予定地に係る農地転用許可関係事務取扱要領」に定められている条件を付して許可することとし、住宅が建築されるまでの間、事務局にてその都度状況を確認することといたします。

本案件は、開発許可と同時施行といたします。

総会議案書 73 ページをお開きください。3 番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、田 2 筆で、転用面積は、1, 546 m²、位置図は、83、84 ページ、公図は、85 ページ、土地利用計画図は 86 ページをご覧ください。申請地は、JR 山陰本線梅ヶ峠駅から西南西へ約 2.4 km に位置する、過去に農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、「第 2 種農地」となります。転用目的は、11 区画のキャンプサイトを整備するものでございます。

申請理由につきましては、申請地は、海水浴場や海の家にも近く、隣接地には、

駐車場も整備されていることから、この度の計画に至ったもので、40年以上耕作していない譲渡人が、譲受人の要望に応じたものでございます。売買による所有権の移転となっております。

本案件には、一体利用地はなく、土地利用計画からみて、計画面積は適当であると判断しております。なお、申請地は、市道に接していないため、隣接地の駐車場内を通行する必要がありますが、土地所有者は譲受人で、借受人の法人も承諾しております。

土砂の流出対策としては、申請地には隣接した農地が一部ございますが、法面安定緑化植生土のう袋を設置する計画となっております。汚水の発生はなく、雨水のみ、道路側溝又は隣接地に放流されますが、譲受人の所有地で、借受人である法人も承諾しており、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。なお、本件は、無断転用案件で、XXXXXXXXXXは、詳細な時期、目的等は不明ではございますが、前所有者が造成していたことから、下関市農業委員会会長あてに、始末書が提出されています。

本件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。

総会議案書、74ページをお開きください。4番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、田5筆と畑2筆で、転用面積は、5,062㎡、位置図は87、88ページ、公図は89ページで、土地利用計画図は90ページをご覧ください。申請地は、下関市役所菊川総合支所から東へ約260mから東北東へ370mに位置している農地で、XXXXXXXXXXとXXXXXXXXXXの2筆は、「第3種農地」、残りの5筆は、「第2種農地」となります。該当条文は、議案書記載のとおりで、転用目的は、申請地に、特定建築条件付売買予定地16区画と、申請地以外に宅地分譲地1区画を整備するものでございます。宅地分譲地は、17号地となります。

申請理由につきましては、申請地は、幹線道路にも近く、利便性が良好な地区で、住宅の需要が見込まれることから、この度の計画に至ったもので、耕作及び管理が困難な譲渡人が譲受人の要望に応じたものでございます。売買による所有権の移転となっております。

申請者からは、「建築条件付売買予定地に係る農地転用許可関係事務取扱要領」に定めのある、申請に必要な事項が記載された関係書類が全て提出されており、事務局は、農地転用事業者である譲受人は、この度の申請に係る用途に供することが確実であると判断しております。

一体利用地の1筆は、譲渡人の所有地で、残りの一体利用地は、法定外公共物や市道部分のみで、施工に必要な申請書が全て提出されており、確保は確実で、標準的な建物の建ぺい率及び土地利用計画からみて計画面積は、適当であると

判断しております。

なお、本案件も、住宅の建築工事費が7棟分のみの計上となっておりますが、譲受人が申請地区を調査したところ、過去に5区画の宅地分譲地が、6箇月で全て完売し、販売価格も土地建物込みで、およそ2,400万円程度であること、また、既に大手ハウスメーカーへの営業も開始しており、今回の事業に関しては、およその販売計画が成り立っているとの説明がありました。また、同地区においては、過去に小規模な計画ではございますが、全ての案件において、確約書の期間内に50%程度の区画は、完売しており、同地区での販売実績、ニーズからみても、この度の資金計画書は、妥当であると判断させていただきました。

土砂の流出対策としては、申請地に隣接した農地が一部ございますが、水路を新設し、法面は、芝張りで養生する計画となっております。汚水は、合併浄化槽で処理される予定で、新設の道路側溝から、既存の道路側溝又は農業用排水路に放流されますが、取水者には、説明がなされております。雨水は、新設の水路から新設の道路側溝又は直接、新設の道路側溝を通り、既存の道路側溝又は農業用排水路に放流されることから、周辺農地の営農には支障ないと判断しました。

と の2筆は、「第3種農地」であるため、許可基準を満たしていると考えられます。また、残りの5筆については、「他に適当な土地はなく」、提出された申請書類からも農地転用許可し得るものと判断でき、許可基準を満たしていると考えられます。

なお、農地転用事業者から土地購入者への土地の引き渡しの時期等、「建築条件付売買予定地に係る農地転用許可関係事務取扱要領」に定められている条件を付して許可することとし、住宅が建築されるまでの間、事務局にてその都度状況を確認することといたします。

本案件は、開発許可と同時施行といたします。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に担当委員からの現地調査結果の報告をお願いいたします。

それでは、1番の案件につきまして、議席番号3番、新久保克己委員、報告をお願いいたします。

新久保克己委員

議席番号3番、新久保です。1番の案件について、現地確認の結果をご報告いたします。令和7年8月5日、農業委員2名、事務局職員1名で現地確認を行い

ました。申請地は、現地確認時、雑草が繁茂していました。

申請内容は、耕作が困難な譲渡人が農地の処分を思案していたところ、太陽光発電設備を計画した譲受人からの申出があり要望に応じたものです。売買による権利移動です。隣接する農地はなく、汚水はなく、雨水は農業用排水路に放流するもので、問題ないと思われます。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（山田会長）

続きまして、2番の案件につきまして、議席番号11番、河本隆一委員、報告をお願いいたします。

河本隆一委員

議席番号11番、河本です。2番の案件について、ご説明いたします。令和7年8月5日、農業委員2名、事務局職員1名で現地確認を行いました。

申請地は、街の中にあり周辺は宅地化が進んでいます。農地自体は整備をされており、雑草もなくきれいな状態でした。特定建築条件付売買予定地の4区画をここに作る計画です。譲渡人は、農業後継者もいないことから、譲受人の申出に応じたものです。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（山田会長）

続きまして、3番の案件につきまして、本日、田崎育子委員が欠席ですので、事務局が代理で説明いたします。

事務局（坂元主査）

田崎委員から現地調査の報告を言付かっておりますので、事務局からご報告させていただきます。

3番について、ご報告いたします。

8月4日に、農業委員2名、事務局職員2名で現地調査を行いました。申請地は、吉母の海水浴場の近くで、XXXXXXXXXXは、先月の総会で、「農地判定」となった農地です。この度、11区画のキャンプサイトの整備を目的に申請がなされたもので、長年耕作していない譲渡人が譲受人の要望に応じたものです。売買による所有権の移転で、詳細については、事務局から説明がありましたので省略させていただきますが、汚水の発生はなく、土砂の流出対策もしっかり計画がなされておりましたので、何ら問題ないと考えます。

なお、XXXXXXXXXXについては、造成され、一部砂利敷がなされておりましたが、

今後は農地法を遵守する旨が記載された下関市農業委員会会長あての始末書が提出されております。この度の転用により、周辺農地への営農にも支障をきたす恐れもないことから、致し方ないと判断いたしました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（山田会長）

続きまして、4番の案件につきまして、議席番号12番、坂田謙祐委員、報告をお願いいたします。

坂田謙祐委員

議席番号12番、坂田です。4番の案件について、ご説明いたします。令和7年8月5日、農業委員2名、事務局職員1名で現地確認を行いました。

現地は、市街地の中にある農地で、以前はキャベツなどを栽培されていましたが、現在は草刈などの保全管理はされているものの、耕作をされていない状況が続いていました。

譲渡人は高齢で、農業後継者もおらず、他に耕作をしてくれる人もいないことから譲受人の申出に応じたものです。特定建築条件付売買予定地16区画ということですが、幹線道路の近くにあり、商業施設や公共施設も近くにあることから利便性がよく、需要が見込まれると思われます。

周辺には耕作されていない農地が少しありますが、全区画に合併浄化槽を設置し、雨水についても既存の農業用排水路や道路側溝へ流すということです。また水利権者へも事前に確認を取られているということで、何ら問題はないと思われます。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（山田会長）

事務局及び担当委員の説明、報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

新久保克己委員

議席番号3番、新久保です。特定建築条件付売買予定地の工事期間についてお尋ねします。2番の案件については4区画を2年、4番の案件については16区画を3年とされておりますが、譲受人の規模により違うと思いますが、大規模の16区画の3年というのは妥当かどうかお伺いします。

議長（山田会長）

事務局、お願いします。

事務局（岡本主任）

回答いたします。通常の工事期間は2年ということで、申請者には説明をしております。小規模、約3,000㎡以内の開発については、これまでの案件では2年でほぼ完了しております。3,000㎡を超えた1haくらいの開発の相談があった時、どうしても2年では出来ないと相談があった場合には、3年という内容で申請をしていただいて、総会で判断をしていただいております。これまで、3年であれば、ほぼ完了にいたっております。規模が大きいものについては、造成の期間がかかりますので、3年は致し方ないということで今回は3年という申請を受け付けております。

議長（山田会長）

他に質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可について」、「許可」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。よって、原案のとおり「許可」とすることと決しました。

なお、4番の案件については、山口県ネットワーク機構の意見聴取を行った後に許可とすることとします。

議長（山田会長）

次に、日程第4「議案第4号 現況確認について」をお諮りします。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（藤山事務局長補佐）

それでは、ご説明いたします。

総会議案書91ページをお開きください。1番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、畑5筆で、合計面積は、7,267㎡、申請地の位置図は、94、95ページ、公図は、96ページから102ページ、併せて、現地調査時の写真をご覧ください。申請地は、JR山陽本線新下関駅から北西へ、約1.6kmに位置する土地でございます。

令和7年8月4日に、農業委員2名、最適化推進委員1名と事務局職員2名で現地調査を行いました結果、現地調査時の写真のとおり、 と の2筆は、議案書記載の状況でございましたので、「農地」との判定になっております。 は、灌木等が繁茂しておりましたので、現況確認書交付事務

取扱要領第5条第3号アに該当し、「非農地」との判断になっております。

と の2筆は、山林又は山林化した農地の隣接地で、一部灌木等が繁茂しておりましたので、現況確認書交付事務取扱要領第5条第3号イに該当し、「非農地」との判断になっております。

総会議案書92ページをお開きください。2番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、畑1筆で、面積は、310㎡、申請地の位置図は、103、104ページ、公図は、105、106ページ、併せて、現地調査時の写真をご覧ください。申請地は、JR山陽本線幡生駅から西へ、約700mに位置する土地でございます。

令和7年8月4日に、農業委員2名、最適化推進委員1名と事務局職員2名で現地調査を行いました結果、現地調査時の写真のとおり、一部灌木等が繁茂し、申請地には、赤線からも至ることが困難な状況でございましたので、現況確認書交付事務取扱要領第5条第3号イ、第5条第5号アに該当し、「非農地」との判断になっております。

総会議案書93ページをお開きください。3番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、田1筆で、面積は、1,578㎡、申請地の位置図は、107、108ページ、公図は、109、110ページ、併せて、現地調査時の写真をご覧ください。申請地は、JR山陰本線小串駅から東南東へ、約3.4kmに位置する土地でございます。

令和7年8月5日に、農業委員2名、最適化推進委員1名と事務局職員1名で現地調査を行いました結果、現地調査時の写真のとおり、申請地は山林化しておりましたので、現況確認書交付事務取扱要領第5条第3号アに該当し、「非農地」との判断になっております。

93ページに戻りまして、4番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、畑1筆で、面積は、21㎡、申請地の位置図は、111、112ページ、公図は、113ページをご覧ください。申請地は、下関市役所彦島支所から西北西へ、約2.8kmに位置する土地でございます。

令和7年8月4日に、農業委員2名と事務局職員2名で現地を確認いたしました。申請地は、公共事業に伴う狭小な残地で、現況確認書交付事務取扱要領第5条第4号アに該当し、「非農地」との判断になっております。

93ページに戻りまして、5番、申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、田1筆で、面積は、1,538㎡、申請地の位置図は、114、115ページ、公図は、116ページ、併せて、現地調査時の写真をご覧ください。申請地は、下関市役所豊北総合支所から東へ、約1kmに位置する土地でございます。

令和7年8月4日に、農業委員2名、最適化推進委員1名と事務局職員1名で

現地調査を行いました結果、現地調査時の写真のとおり、申請地は竹が繁茂しておりましたので、現況確認書交付事務取扱要領第5条第3号アに該当し、「非農地」との判断になっております。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に担当委員からの現地調査結果の報告をお願いいたします。

それでは、1番の案件につきまして、本日、田崎育子委員が欠席ですので、事務局が代理で説明いたします。

事務局（坂元主査）

田崎委員から現地調査の報告を言付かっておりますので、事務局からご報告させていただきます。

1番について、ご報告いたします。

8月4日に、農業委員2名、最適化推進委員1名、事務局職員2名で現地調査を行いました。申請地は、下関北運動公園の近くに位置している農地です。詳細については、議案書にも記載されておりますので省略いたしますが、 と については、大変判断に苦慮いたしましたが、協議の結果、非農地と判断させていただきました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（山田会長）

続きまして、2番及び4番の案件につきまして、本日、阪田実委員が欠席ですので、事務局が代理で説明いたします。

事務局（坂元主査）

阪田委員から現地調査の報告を言付かっておりますので、事務局からご報告させていただきます。

はじめに、2番について、ご報告いたします。

8月4日に、農業委員2名、最適化推進委員1名と事務局職員2名で現地調査を行いました。申請地は、図面上赤線がとおっているものの、実際にはつぶれているうえ、いずれの隣地とも1.5m以上の段差があり、至ることができませんでした。また、一部灌木も繁茂しておりましたので、「非農地」と判断いたしました。

続きまして、4番について、ご報告いたします。

8月4日に、農業委員2名、事務局職員2名で現地調査を行いました。申請地は、分筆の経緯から市道付設時の残地と思われ、面積も21㎡と小さく、市道と赤線に囲まれ、耕作困難と思われたため、こちらも、「非農地」と判断いたしました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（山田会長）

続きまして、3番の案件につきまして、議席番号9番、石田安男委員、報告をお願いいたします。

石田安男委員

議席番号9番、石田です。3番の案件について、ご説明いたします。令和7年8月5日、農業委員2名、農地利用最適化推進委員1名、事務局職員1名で現地確認を行いました。内容は、事務局の説明のとおりです。

申請地は、クスの森から菊川に抜ける途中の元のしらさぎ牧場の東の端に当たるところです。現地は、50年以上耕作をしておらず、今回の申請地の上のは、平成30年3月の総会において非農地判断をして通知を出したところ。タブレットの写真でわかるように、隣接している今回の案件についても、山林化しており、撮影場所の一部が道路法面の状態になっており「非農地」と判断いたしました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（山田会長）

続きまして、5番の案件につきまして、議席番号17番、岩本憲慈委員、報告をお願いいたします。

岩本憲慈委員

議席番号17番、岩本です。5番の案件について、ご説明いたします。令和7年8月4日、農業委員2名、農地利用最適化推進委員1名、事務局職員1名で現地確認を行いました。

申請地は、竹が繁茂しておりましたので「非農地」と判断いたしました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（山田会長）

事務局及び担当委員の説明報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

伊田喜弘委員

議席番号 13 番、伊田です。4 番の案件について確認ですが、現地確認は農業委員 2 名、事務局職員 2 名で合っていますか。

議長（山田会長）

事務局、お願いします。

事務局（岡本主任）

回答いたします。本案件につきましては、狭小の農地の非農地という判断になりますので、農業委員 2 名と事務局職員との現地調査になります。農地利用最適化推進委員さんは参加をされていません。

伊田喜弘委員

狭小であれば、3 名いなくてもいいのですか。どのくらいの面積から 2 名でよいのですか。

議長（山田会長）

事務局、お願いします。

事務局（岡本主任）

回答いたします。現地調査については、通常、農業委員 2 名、農地利用最適化推進委員 1 名ということになっておりますが、申し合わせ事項で、その案件が狭小または昭和 45 年以前から農地として利用されていないというものであれば、農業委員 1 名以上となっております。狭小についてですが、要綱を見ていただくとお分かりかと思いますが、面積には触れておりません。面積ではなく形状など色々なことがありますので、事務処理要領を改正するときに、入れた方がいいのではという検討もいたしましたが難しいため、委員さんの判断にお任せしております。事務局の方で狭小かどうか迷った場合には、推進委員さんへもお声掛けをさせていただいております。

伊田喜弘委員

わかりましたが、説明の中にそのことを加えていただくとよかったと思います。今後はお願いします。

議長（山田会長）

他に質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第4号 現況確認について」、1番のうち [] 及び []
[] については「農地」とし、1番のうち []、[]、[] 及び2番から5番の案件については全て「非農地」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。よって本議案は、原案のとおり決しました。

議長（山田会長）

次に日程第5「議案第5号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について」をお諮りします。併せて、日程第1「議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可について」の3番についてもお諮りします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（藤山支局長補佐）

それでは、ご説明いたします。

総会議案書117ページをお開きください。本案件は、農業振興地域整備計画の変更を行うにあたり、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、下関市長から農業委員会へ意見を求められたものでございます。1番、総会議案書58ページをお開きください。申出地は、平成17年に農地から農業用施設用地に用途区分がなされた70㎡で、この度、農地に、用途区分の変更を行うものでございます。申出地の位置は、総会議案書59ページ、配置図の右上部分となります。申出地については、既に、令和7年4月3日に、農業委員による現地調査を行い、令和7年7月7日付けで、農地台帳に登録済みでございます。

本件は、用途区分の変更で、軽微な変更となります。

続きまして、議案第1号3番についてご説明いたします。

総会議案書3ページをお開きください。申請者、土地の所在等は、議案書に記載のとおりでございます。登記地目は、田1筆で、面積は、826㎡、位置図は55、56ページ、公図は、57ページをご覧ください。申請地は、下関市役所安岡支所から、東へ約1kmに位置する農地で、農業振興地域整備計画の変更後は、全てが、農業振興地域内の農用地となります。

申請理由は、譲受人が代表を務める法人に植木用作物を納めるため、譲受人が要望し、譲渡人が応じたものでございます。申請地は、譲受人の自宅から []
[] の距離に位置しており、譲受後は、梅、松、カイヅカイブキ、桜などの植木用作物や一部は、葱等の野菜を栽培する予定で、売買による所有権の移転となっております。

譲受人は、耕作に必要な労働力、農業用機械を所有しており、周辺農地の農業上の総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れがないことから、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可基準を満たしていると考えられます。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、質疑の前に、地区委員に現地調査の結果の報告をお願いします。

それでは、議案第5号1番及び議案第1号3番の案件につきまして、本日、田崎育子委員が欠席ですので、事務局が代理で説明いたします。

事務局（坂元主査）

田崎委員から現地調査の報告を言付かっておりますので、事務局からご報告させていただきます。

はじめに、議案第5号1番について、ご報告いたします。

8月4日、農業委員2名、事務局職員2名で現地調査を行いました。事務局の説明にもありましたが、4月に現地調査を行っておりますが、申出地は、既に、農地として原状回復がなされておりました。この度の用途区分運の変更については、何ら問題はないと考えます。

続きまして、議案第1号3番についてご報告いたします。

申請地は、済生会病院の近くで、蒲生野変電所の隣接地となります。譲受人は、造園業を営んでいる方で、植木用作物を栽培する為、新規に農地を取得するもので、譲受人の要望に、譲渡人が応じたもので、売買による所有権の移転です。

申請地は、調査時には、保全管理された農地ではございませんでしたが、少し手を加えれば、問題なく農地として利用することは可能と思います。私は、譲受人を存じておりませんが、新規に農業を始めるということでございますので、期待しております。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（山田会長）

事務局の説明及び地区委員の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、まず「議案第5号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について」、「意見なし」と回答することに賛成の委員の挙手を求めます

全員挙手と認めます。よって本議案について、「意見なし」と回答することと

決しましたので、その旨の回答を下関市長に送付します。

続いて、「議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可について」の 3 番について、「許可」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。よって、原案のとおり「許可」とすることと決しました。

議長（山田会長）

次に、日程第 6「議案第 6 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積等促進計画（集積）及び（配分）案に係る意見決定について」をお諮りします。

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（藤山事務局長補佐）

それではご説明いたします。

総会議案書 118 ページをお開きください。

この案件は、地権者から農地中間管理機構が集積し、その農地を公募した借受け希望農家に配分することについて、下関市長から農用地利用集積等促進計画に係る意見を求められたものでございます。2 段階方式の手続きに関するものとなります。

1 番、内容につきましては、119 ページ及び 120 ページの「1. 農用地利用集積等促進計画（集積）一覧表（令和 7 年 8 月 22 日公告予定分）」をご覧ください。

1 番は、貸し手である地権者から山口県農地中間管理機構が借り受ける農用地利用集積等促進計画の集積の内容となります。

2 番、内容につきましては、121 ページの「2. 農用地利用集積等促進計画（配分）案（下関区域分）」と、122 ページの「利用権の設定を受ける者の経営状況（下関区域分）」をご覧ください。

3 番、内容につきましては、123 ページの「3. 農用地利用集積等促進計画（配分）案（菊川区域分）」と、124 ページの「利用権の設定を受ける者の経営状況（菊川区域分）」をご覧ください。

2 番及び 3 番は、山口県農地中間管理機構から借受け希望農家に配分する内容となります。

別紙「議案第 6 号関係資料」の 1 ページから 3 ページに、集積に関する地区別の利用権設定面積の一覧表、田畑の新規更新別の一覧表、期間別の一覧表をまた、4 ページに地区別の配分に関する集計表をお示ししております。

いずれの案件も、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の各要件を満たしていると考えられます。

今後の事務処理についてですが、本議案について「意見決定」をいただいたのち、下関市長に対しその意見の回答を行います。

その後、下関市長から山口県農地中間管理機構に対し集積案を提出し、機構から下関市長に対し認可申請がなされたのちに、令和7年8月22日付けで市が公告を行います。

配分に関しましては、下関市長から機構に対し配分案を提出し、機構から山口県知事に対し認可申請がなされたのちに、令和7年9月26日付けで県が公告を行う予定となっております。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

それでは、「議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画（集積）及び（配分）案に係る意見決定について」、原案のとおり「意見なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。よって、本議案については、「意見なし」と決しましたので、その旨の意見を付して下関市長に送付いたします。

議長（山田会長）

次に、日程第7「議案第7号 農用地利用集積等促進計画（一括）の策定要請について」をお諮りします。

なお、農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」に、議席番号
■番、■委員が該当していますので、退席をお願いいたします。

（委員 退席）

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局（藤山事務局長補佐）

ご説明いたします。総会議案書125ページをお開きください。

この案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定により、山口県農地中間管理機構に対し、農用地利用集積等促進計画を定めることを要請するものであります。

詳細につきましては、126ページから128ページの「1. 農用地利用集積等促進計画（一括）一覧表（令和7年9月1日公告予定分）」をご覧ください。

今後の事務処理ですが、議案についてご承認いただいたのちに山口県農地中間管理機構に対し「策定要請」を行い、山口県農地中間管理機構から下関市長に対し「認可申請」が行われ、市において認可・公告を行って利用権設定の効力が開始されるものとなります。

別紙「議案第7号関係資料」の1ページから3ページに、地区別の利用権設定面積の一覧表、田畑の新規更新別の一覧表、期間別の一覧表をお示ししております。

以上でございます。

議長（山田会長）

事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決します。

それでは、「議案第7号 農用地利用集積等促進計画（一括）の策定要請について」、原案のとおり「承認」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。よって本議案については、原案のとおり「承認」と決しましたので、農地中間管理機構である、公益財団法人やまぐち農林振興公社に、農用地利用集積等促進計画（一括）の策定について要請いたします。

■ 委員は、着席願います。

（委員 着席）

議長（山田会長）

次に、日程第8「議案第8号 農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件の判断について」をお諮りします。

それでは、農地専門委員会 河本隆一委員長の報告を求めます。

河本隆一委員長

農地専門委員会、委員長の河本でございます。ご説明いたします。

総会議案書129ページをお開きください。

本年、3月31日付の「農地法関係事務に係る処理基準」の改正により、農地法第3条第2項第1号の「全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められない場合」の判断基準に「その他の農業に関する法令に違反しているか否か等も勘案して判断する。」ことが追加されました。

事務局の説明によりますと、現在、農家台帳の現況地目が、「宅地」や「雑種地」等の場合は、航空写真を確認し、疑義が生じた場合は、権利取得者に聞き取り調査を行い、違反状態が継続中の筆については、違反土地に係る農地転用の申

請書を、直近の総会日前日までに提出するよう指導しているとのことでした。

現時点で、大きな問題、トラブルは発生しておりませんが、今後、申請者が総会日までに農地転用の申請書の提出を拒む場合や、そもそも、農地区分の関係で、農地転用許可できない場合もございます。

特に、権利取得者が、担い手等で、地元の中心的な農業者の場合には、地元の農業振興、また、農地の集積にも支障を及ぼす可能性も想定されることから、農地専門委員会で協議し、全部効率利用要件の判断の運用（案）を、本日お示しさせていただきました。

違反の状況も考慮した上ではございますが、現地調査時に、地元農業委員に、全部効率利用要件に抵触するか否かの判断を、4つの項目により、総合的に判断いただくものがございます。

以上でございます。

議長（山田会長）

委員長からの報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑は、ございませんか。

ないようですので、質疑を打ち切り採決いたします。

それでは、「議案第8号 農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件の判断について」、原案のとおり「承認」とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

全員挙手と認めます。よって原案のとおり「承認」といたします。

以上で、審議事項はすべて終わりました。

議長（山田会長）

次に、日程第9「報告第1号」から日程第22「報告第14号」までを一括して、事務局より報告を求めるところですが、「報告第14号」については、7月の農業振興専門委員会の審議の報告が委員長よりなされることから、まず、報告第1号から第13号までの報告を求めます。

事務局（佐々本事務局次長）

ご報告いたします。以降、着座にてご報告いたします。

総会報告書1から3ページ、報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」は、9件ございました。

4ページ、報告第2号「農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出について」は、1件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。

書類等そろっておりましたので、専決により、受理通知書を交付いたしました。

5、6 ページ、報告第3号「農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出について」は、6件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。書類等そろっておりましたので、専決により、受理通知書を交付いたしました。

7 ページ、報告第4号「農地法施行規則第53条の規定による転用届出について」は、2件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。書類等そろっておりましたので、専決により、通知を交付いたしました。

8 から 11 ページ、報告第5号「土地改良法第3条第1項第2号の申出に係る承認について」は、10件で、内容につきましては、記載のとおりでございます。

該当土地改良区にも確認し、専決により、承認書を交付いたしました。

12 ページ、報告第6号「農地造成期間延長願について」は、1件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。農業委員による現地確認を行い、専決により、受理書を交付いたしました。

13 ページ、報告第7号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」は、1件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。国税局から相続税の納税猶予の適用を受けている農地の状況について照会があったもので、農業委員による現地確認を行い回答いたしました。

14 ページ、報告第8号「農地法第18条第6項の規定による通知について」は、利用権で設定されていた賃貸借の合意解約が4件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。

15 ページ、報告第9号「農地の転用事実に関する証明について」は3件ございました。内容につきましては、記載のとおりでございます。既に農業委員による現地確認は終了していたしましたので、提出された書類にて農地以外である旨が確認できましたので、証明証を交付いたしました。

16 ページ、報告第10号「特定建築条件付売買予定地に係る状況報告について」

本件は、既に登記地目が宅地となっておりますので、農地の転用事実に関する証明証の交付は不要ではございますが、許可条件であります、土地売買契約締結の状況、建築請負契約締結の状況、建築確認の状況が確認できる書類が提出されたものでございます。審査結果については、記載のとおりでございます。

17、18 ページ、報告第11号「事業進ちょく状況報告及び完了報告について」でございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。全ての案件について農業委員による現地確認が終了しております

19 ページ、報告第12号「令和7年度第4回総会議案第1号の審議案件の訂正について」でございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。

20ページ、報告第13号「令和6年度第7回総会報告第1号の報告案件の訂正について」でございます。内容につきましては、記載のとおりでございます。大変申し訳ございませんでした。

以上、ご報告いたします。

議長（山田会長）

続いて、「報告第14号」について、農業振興専門委員会 坂田謙祐委員長の報告を求めます。

坂田謙祐委員長

農業振興専門委員会の坂田です。

7月に開催しました農業振興専門委員会の結果をご報告いたします。

これは、6月の総会で皆様にご意見の提出をお願いしました山口県農業会議からの「農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見の取りまとめについて」でございます。

山口県農業会議への提出期限が8月29日までとなっており、今回の総会に報告するために、農業振興専門委員会で内容について審議をいたしました。

皆様からのご意見の提出は多くはありませんでしたが、結果を「報告第14号関係資料②」にまとめております。農業会議より示されました「報告第14号関係資料③『取りまとめ要領』」の項目に合う内容を勘案すると、意見書に記載するものは非常に限られたものとなりましたが、これは、県・国へ提出される意見の元となるものでもあり、本市の農業が抱える問題は、長期的に対策が求められるものであることから、皆様より頂きましたご意見を取り入れて、「報告第14号関係資料①の『意見書案』」を作成しております。

今後、県農業会議に提出し、県内各農業委員会からの意見が集約され、10月に県知事、国会議員、政党関係者に提出される流れとなっております。

以上、ご報告いたします。

議長（山田会長）

事務局及び委員長からの報告が終わりました。

ただいまの報告第1号から第14号につきまして、ご意見、ご質問等ございませんか。

ないようですので、以上をもちまして「令和7年度第5回定例総会の閉会」を宣告いたします。

(終了時刻 11時15分)

上記の議事録は正確と認め署名する。

議長.....

署名委員.....

署名委員.....